

コンプライアンスに関する規程

第1条（コンプライアンスに関する役職員の責務と責任者） 役職員は、この法人におけるコンプライアンス（この法人又は役職員等がこの法人の業務遂行において法令（この法人の定款、規則・規程、運用基準等を含む。以下同じ。）を遵守することをいう。以下同じ。）の重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 代表理事を、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とする。

第2条（不正発生時の原因究明、処分、再発防止策と公表） コンプライアンス違反事件が発生した場合は、迅速に次の対応を行う。

- (1)コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
- (2)コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (3)原因究明に向けた分析及び検討結果並びに職員の処分及び再発防止策の公表